

川西市政策会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市政策会議規程の一部を改正する規程

川西市政策会議規程（平成30年川西市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(会議録の作成及び公表)	(会議録の作成及び公表)
第6条 企画財政部副部長は、会議に出席し、会議終了後、速やかに会議録(別記様式)を作成するものとする。	第6条 企画財政部副部長は、会議に出席し、会議終了後、速やかに会議録を作成するものとする。
2～3 (略)	2～3 (略)
(庶務)	(庶務)
第7条 会議の庶務は、 <u>企画財政部財政課</u> において処理する。	第7条 会議の庶務は、 <u>企画財政部企画政策課</u> において処理する。

